平成２８年（フ）第４６５６号
東京都青梅市成木４―576　医療法人長生会成木長生病院内、最後の住民票上の住所東京都世田谷区南烏山２丁目30―17―412
債務者　楠元　　勲
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６５７号
東京都世田谷区世田谷１丁目14―12―202
債務者　小山　　恵
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６７０号
東京都町田市森野６丁目320―８
債務者　地藏堂美帆
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６８３号
東京都西東京市谷戸町３丁目16―８―102
債務者　津村　　彰
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６８７号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目26―１―316
債務者　渡邊　圭子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６８８号
東京都荒川区東日暮里６丁目４―９―301
債務者　上村　朝香
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６９１号
東京都荒川区南千住３丁目41―４―405
債務者　松村　　佳
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６９２号
東京都大田区南六郷１丁目８―７
債務者　長谷川　緑（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７０１号
東京都八王子市寺田町432　グリーンヒル寺田100―707
債務者　高野　英雄
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７０６号
東京都豊島区南大塚２丁目45―４―805
債務者　寺内　真弓
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６００号
東京都東大和市清原２丁目１番地　８―203号
債務者　岩品　善彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６８号
沖縄県沖縄市知花５丁目17番16号　比屋根マンション３―Ａ号室
債務者　小口　洋平
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始中更正

平成２８年（フ）第２０８２号
大阪市西区京町堀１丁目６番23号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区江戸堀２丁目２番23―301号
債務者　株式会社アレスビル
1　主文　当裁判所が平成28年６月３日午後３時になした破産手続開始決定中、債務者の商業登記簿上の本店所在地が、「大阪市西区江戸堀２丁目23―301号」とあるのを「大阪市西区江戸堀２丁目２番23―301号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３８８号
千葉県松戸市秋山732番地　ビィーンズアネックス202号、開始決定時の住所千葉県松戸市大橋２番地の３　高橋工業所内
破産者　苅込　慶明
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５２７号
愛知県半田市乙川太田町２丁目78番地
破産者　新美建設株式会社
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部